

各救急告示医療機関の長 殿
精神科救急医療施設「病院群輪番制」参加医療機関の長 殿

徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室長
(公 印 省 略)

「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に係る調査の実施について(依頼)

1 調査目的

消防法では、各都道府県に「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準(以下「実施基準」という。)」の策定が義務づけられています。本県においては、平成22年12月に実施基準を策定し、平成23年度から施行しています。

実施基準については適宜内容の見直しを行うこととされていることから、そのための実態把握及び「医療機関リスト」の見直しを行うため、傷病者の状況ごとに受入れが可能な医療機関を調査するものです。

2 調査対象

二次・三次救急医療機関、精神科救急医療施設「病院群輪番制」参加医療機関

3 調査結果の取扱い等

- (1) 調査結果については、実施基準において圏域ごとに作成する「医療機関リスト」に反映し、一覧表として整理するとともに、今後の救急医療行政の参考とさせていただきます。
- (2) また、本実施基準については、その内容を公表することが義務付けられておりますので、あらかじめ御了承の上、御回答ください。
- (3) なお、実施基準については、適宜、その内容を見直すこととなっており、内容が固定化されるものではなく、適宜変更を行うこととしております。

4 調査回答について

- (1) 救急医療機関向け調査票(様式1)について、作成要領を参照の上、作成してください。
- (2) 圏域別医療機関リスト【回答用】(様式2)について、該当箇所について御確認いただき、「対応の可否」の列に、対応できる場合は「○」を、対応できない場合は「×」を記入してください。

※回答様式と現行の実施基準については、「医療とくしま」ホームページにも掲載しています。

URL → <https://anshin.pref.tokushima.jp/med/experts/docs/2020010200021/>

5 回答期限

お忙しいところ恐れ入りますが、1月29日(金)までに、ファクシミリまたはメールにより御回答ください。

提出・問合せ先

徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室 横田
〒770-8570 徳島市万代町1-1

電 話：088-621-2732 / ファクシミリ：088-621-2898

電子メール：iryouseisakuka@pref.tokushima.jp